

第9期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第9期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	令和8年2月26日(木) 午後6時30分から午後8時
開催場所	第一本庁舎 602・603会議室
出席者	(委員長) 福島委員長 (副委員長) 藤井副委員長 (委員) 船津委員、石田委員、新井委員、 瀬川委員、仲島委員、岡本委員、長谷川委員
会議内容	○開会 ○議事 (1) 川口市自治基本条例について (2) 今後の審議事項等について ○その他 ○閉会
会議資料	1 次第 2 委員名簿・席次表 3 説明資料「川口市の自治基本条例」 4 アンケート
発言内容	○開会 委員長 第9期第2回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。 ○議事(1) 川口市自治基本条例について 委員長 前回は自治基本条例の一般的な概要の説明があった。本日は川口市の自治基本条例について事務局から説明を受け、理解を深めたい。すでに委員会に長く尽力いただいている委員からの補足や意見を歓迎する。他の委員も遠慮なく意見・質問を述べてほしい。それでは事務局から説明をお願いしたい。 事務局 — 企画経営課長による説明(約30分) — 委員長 ただいまの説明について、何かご意見等あるか。

委員

自治基本条例について、ホームページを事前に確認したが、「川口市 自治基本条例」で検索を行わないと情報にアクセスできない状況であった。委員の立場としても、そのページにたどり着けないという点は残念に感じている。また、説明の中にあつたこの条例の成り立ちに関するエピソードは市民に広く知られるべきであり、周知のための仕組みを今後検討する必要があると考える。

委員長

策定過程では非常に熱い議論が繰り広げられていたと聞いている。こういった背景は、市民にも伝えていく必要がある。また、ホームページ上で当該条例にアクセスしづらい状況について改善が必要であると認識している。

事務局

ホームページ上の構成等を確認したい。

委員

鳩ヶ谷市との合併により、川口市としての一体性や融合性について興味がある。旧鳩ヶ谷市民が地域内で調和できているのかが気になる。また、現在市民の属性が多様化しており、外国人住民の参加促進も課題だと考える。このような課題を自治基本条例に取り込む形での改善が必要ではないか。

事務局

鳩ヶ谷は市内10地域の1つの地域として位置づけられ、他地域との関係を保ちながら運営されている。合併後も特段問題は生じていないと認識している。外国人住民の参加については、今後視野に入れた取り組みを検討する必要があると認識している。

委員長

自治基本条例は概して理念条例であり、住民自治や市政運営に関する理念を提示するものである。このような理念が社会全体の方向性を示し、実態が理想に近づくことを目指している。男女共同参画条例なども同様の理念条例であるが、それにより近年、実際の審議会等で一定数の女性委員が置かれるという事例にみられる通り、理念を明確にすることの重要性が認識される。

委員

自治基本条例が掲げる市民の定義の中では「市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）」とされているが、「公益を目的として市内で活動する者」の範囲について、改めて確認したい。例えば、市内に在住、在勤していないが、個人のスポーツ活動や音楽活動、会社の出張、また、福祉の推進目的などで活動する場合の考え方はどうか。

事務局

市民の定義については、策定時から様々な議論があった。現在は、交流人口や関係人口という概念もあり、活動は多様化しているが、策定時では、活動の範囲を「公益を目的として」に限っている。公益的な活動をしている者、つまりNPO活動などを主に想定していると考ええる。

委員長

今説明のあったように、現在では、その地域に居住する「定住人口」の他に、観光等で一時的に地域を訪れる「交流人口」、多様な形で地域に関わる「関係人口」という概念がある。どこの自治体でも定住人口を増やすのは難しいと言われており、そこで関係人口を増やしていこう、という流れになっている。関係人口の範囲についての議論もあり、何か活動している人、一時的にしか関わらない人、市に寄附をしてくれる人などを、どこまで含めるのかは曖昧である。策定時、あえて活動の範囲を「公益を目的として」に絞った趣旨を踏まえて考えていく必要がある。

委員

この条例を議論しあうにあたって、条例が生活とどう関わることが把握しにくいため、条文と市民の関わりの具体例があるとよい。また、策定時そこまでは想定されていなかったと思うが、外国人住民について、市民の定義との関係、現状の把握、コミュニケーション、就学・納税等への向き合い方を条例上どう考えるべきか。

また、委員会について、年2回の開催では、せっかく審議しても、次回の委員会までに間が空くと記憶が薄れてしまうのではないかと思う。委員数も10人では少ないと感じる。

事務局

条文と市民の関わりの具体例としては、町会加入率や防災などの観点で、過去本委員会で審議した事例がある。条例は広く規定しており、多様な切

り口で審議が可能である。また、委員会の進め方については、委員の方の意見を踏まえ、正副委員長と事務局で協議していきたい。

副委員長

身近に感じづらいという条例というのはまさにその通りだと思う。自治基本条例は市政への参加の理念を形に残すべく明文化したものであり、町会活動やNPO活動等を通じて市政に参加するといった際、第一に立ち返るべき大きなルールとしてとらえていただくとよいと考える。

委員長

理念条例であるため、憲法と同様に、普段の生活との関わりは見えにくいですが、根本的な部分で結び付く。例えば、町会加入率の低下についても、必ずしも自治の後退と直結しているとも言えない。近年増加してきているNPO活動についても、市としての活用方針を検討していくといった形も可能である。このような視点でもよいので、本日のアンケートで、今後取り上げていく審議内容について提案していただくとよい。

委員

第1回、第2回委員会で、自治基本条例についての成り立ちや経緯等の講義をいただいたが、審議の位置づけが不明であると感じる。条例の周知なのか、適正に運用されているのかなのか、改正することなのか、「運用推進委員会」は何を審議する場で、どういう役割であるのか。

事務局

委員会の役割については第1期から継続的に問われている。例えば、委員会自体について、任期を委員会内で審議し、見直されてきた。また、委員会を常設型にするか、もしくはいわゆるファイヤーアラーム型にするか等についても議論があった。条例については、条例改正の要否についての審議、条例に関係する市の各事業に対する評価などを審議してきた。第9期は、委員の皆様からのアンケートでまず意見を伺い、進めていきたい。

委員

過去の附帯意見についての引き続きの審議と、今期の新しい審議の二本軸で進めるという理解でよいか。

事務局

諮問事項である、自治基本条例の運用状況等について、過去の附帯意見

を踏まえ調査・審議いただき、任期内で新しくテーマを設定することも可能である。最終的に諮問事項に対する答申を行うが、附帯意見についても、委員の皆様から意見をいただきたい。

委員長

本委員会での審議事項は、過去の検証、今後の課題の二本軸でよいと考える。手引き第33条の運用推進委員会についての提言、運用推進委員会の審議結果を参照するとよい。8期の答申にて述べている「市民が当事者意識をもって市政にかかわり、“自分ごと”としてまちづくりを考える意識が高まる」という趣旨を踏まえ、市民が当事者としてまちづくりに参加をしているか、その促す方策と進捗を、この委員会で点検し、審議していくことができると考える。

委員長

その他、何か意見等あるか。

委員

なし

○議事（2）今後の審議事項等について

委員長

事務局から説明をお願いしたい。

事務局

今後の審議事項等の検討のため、委員の皆様アンケートの協力をお願いしたい。内容を説明させていただく。

まず、1つ目の設問について、第1回本委員会での齋藤前委員長による講義「自治基本条例について」、また、本日説明させていただいた「川口市自治基本条例について」へのご質問・ご意見など、改めて何かあればお聞かせいただきたい。

次に、2つ目の設問について、自治基本条例全体の運用状況について、重点的に審議していきたいテーマ等をご自由にお聞かせいただきたい。抽象的な条文であるため、イメージが湧きにくいと思う。委員の皆様が議論しやすいように、身近なこと・具体的なことを例に記入していただいても構わない。

次に、3つ目の設問について、第9期本委員会の諮問は、「自治基本条例

の運用状況等について」とされており、過去の本委員会における答申の附帯意見を踏まえ調査・審議することを諮問されているところである。参考として、過去の附帯意見等を添付させていただいているのでご参照いただきたい。少し説明させていただくと、7期の諮問内容は「自治基本条例の見直しの要否について」とされ、要否については「自治基本条例は市民の拠り所となる理念的な条例であり、時代の流れや価値観の変化とともに適合するか見定めながら見守っていくことが妥当であり、現時点では条例の見直しの必要はない」とされ、見直しの要否については必要なしとされたが、審議の中で各委員から様々な意見をいただいた、市民の「定義」や「責務」、条例の「周知・啓発」などについては、検討すべき点として次期委員会において調査・審議すると、附帯意見とされた。8期の諮問内容は「自治基本条例の運用状況について」とされ、自治基本条例の規定に関連し、市民からの意見聴取の実施状況や意見提出の状況（パブリックコメント、アンケート調査、市長への手紙など）や市民の市政参加状況（附属機関等の委員の公募状況、市民意識調査の結果など）について市から報告した。また、自治基本条例に関連する市の事業の取組状況について報告、評価および検証を行った。答申として「本市の市政運営が自治基本条例の理念に則り適正に運営されており、本市において自治の推進がおおむね図られている」と判断され、附帯意見として「今後も毎年市から報告を求めていくこと」、「将来においても本市の市政運営や事務事業が自治基本条例に則り運用されていくためには、世代を問わず市民全体に対して、市政についての情報発信や啓発の取り組みを強化すること」とされた。2つ目の設問は自治基本条例全体の運用状況であるが、3つ目の設問については、附帯意見等を踏まえ、ご意見・審議していきたい内容等を自由にお聞かせいただきたい。この設問についても、身近なこと・具体的なことを例に記入していただいても構わない。

2つ目、3つ目の設問での身近なこと、具体的なことを例に挙げると、例えば、普段私たちの生活の中で関係してくる、町会活動をはじめ、地域の防犯・防災活動、清掃活動、また、市の計画策定プロセスにおける審議会への参加や、パブリックコメントへの意見提出など、さらには、皆様の方で、独自に行っているボランティア、NPO活動などがあれば、その体験を通してのご意見などでも構わない。

最後に、4つ目の設問について、こちらは、委員会運営など何でもよいので、何かあればご自由にお聞かせいただきたい。

アンケートのご回答については、お忙しいなか、恐縮ではあるが、3月31日までに、本委員会あてメールなどご提出いただきたい。アンケートはデータでも、近日中に委員の皆様あてメールで送付させていただく。

アンケートの説明については、以上である。

委員長

ただいまの説明について、何か意見等あるか。

委員

なし

委員長

身近なことが自治に繋がっていく、ということが多々ある。例えば、ゴミの集積所について、市民が直接管理することは、まさに自治である。そのような活動をする人々について、「公務住民」という呼び名もあり、自治の推進について重要な役割を担っている。このように、身近な視点からアンケートでご意見をいただき、精査しながら審議していきたい。

○その他

委員長

議題その他として、何かあるか。

委員

なし

委員長

事務局から、その他で何かあるか。

事務局

なし

委員長

それでは、本日は以上で閉会とする。

○閉会（午後 8 時）

以上